

和泉市例規等審査委員会

令和5年1月30日（月）午後1時から 庁議室

1 審査案件

（1）和泉市立人権文化センター条例の一部改正

[総務部 人権・男女参画室]

- ・和泉市立人権文化センター市民文化ホールについて、現在その供用を休止していることを踏まえ、市有財産の有効活用の観点から、和泉市富秋中学校区等まちづくり構想に基づく和泉市立人権文化センター本館、王子町分館及び幸分館並びに和泉市立青少年センターの移転及び機能集約に先立って、廃止する必要がある。

（2）和泉市景観条例の制定〈パブコメ前〉

[都市デザイン部 都市政策室]

- ・良好な景観の形成に関する施策の実施を推進し、本市の魅力ある景観の形成に資するため、景観の形成に係る基本的な事項及び景観法の施行に関し必要な事項を定める必要がある。

（3）和泉市観音寺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定〈検察協議前〉

[都市デザイン部 建築・開発指導室]

- ・建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画観音寺地区地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境の形成を図る必要がある。

（4）和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の制定

[教育・こども部 学校教育室]

- ・和泉市立中学校における少人数学級編制の実現に向けて、教育職員を一般職の任期付職員として市費負担で採用するに当たり、府費負担教職員との整合を図るために、給与等について特例を定める必要がある。

（5）特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

[市長公室 人事課]

- ・特別職の職員で非常勤のものが公務に出席する際の費用弁償の取扱いを変更するとともに、行政委員会の委員報酬について、府内他市の状況を踏まえた額に改定する必要がある。

（6）和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正

[市長公室 人事課]

- ・高度の専門的な知識経験を有する法曹有資格者を特定任期付職員として採用するに当たり、任期付職員の給与の特例を定めるために、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 報告案件

(1) 和泉市手数料条例の一部改正（低炭素建築物等関係）

[都市デザイン部 建築・開発指導室]

- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る新たな手数料の額を規定するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

(2) 和泉市建築基準法施行条例の一部改正

[都市デザイン部 建築・開発指導室]

- ・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正に伴い、エネルギー消費性能の向上等を図る建築物に対する形態制限の緩和許可等に係る手数料の額を規定する必要がある。

(3) 和泉市国民健康保険条例の一部改正

[市民生活部 保険年金室]

- ・健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を変更する必要がある。

(4) 和泉市手数料条例の一部改正（宅地造成等規制法関係）

[都市デザイン部 建築・開発指導室]

- ・宅地造成等規制法の一部を改正する法律による宅地造成等規制法の一部改正に伴い、引用する法律名を改正するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

(5) 和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例の制定〈パブコメ後〉

[都市デザイン部 建築住宅室]

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法による規制が及ばない空き長屋等において、当該空き長屋等の適切な維持管理を推進するために必要な事項を定めるとともに、当該法による規制が及ぶものの適切な維持管理がなされていない空家等に関して、緊急安全措置に係る事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図る必要がある。

(6) 大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴う関係条例の整理

[福祉部 障がい福祉課]

- ・大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴い、生活保護法による被保護者のうち、その保護を停止されている者が重度障がい者医療、ひとり親家庭医療及びこども医療における助成対象となることから、所要の規定の整備を行う必要がある。

(7) 和泉市こども・子育て会議条例の一部改正

[子育て健康部 子育て支援室]

- ・こども家庭法設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い発生する条ずれの整備を行う必要がある。

(8) **和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正**

[教育・こども部 こども未来室]

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

(9) **和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正**

[教育・こども部 こども未来室]

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

(10) **和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正**

[教育・こども部 こども未来室]

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正に伴い発生する条項ずれの整備を行う必要がある。

(11) **和泉市美術館条例の一部改正**

[生涯学習部 久保惣記念美術館]

- ・博物館法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。